

一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程細則

第1章 がん専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件（5）の「5年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。
 - (1) 「がん専門薬剤師研修施設」への在籍の証明となるがん専門薬剤師研修施設長による在籍証明書。「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を行った場合は「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」の施設長による在籍証明書とする。
 - (2) 「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書。但し、「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が、がん専門薬剤師の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。
- 3 複数の「がん専門薬剤師研修施設」に在籍して研修を履修した場合の取り扱いとして、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。
- 4 日本病院薬剤師会が認定する「がん薬物療法認定薬剤師」の実施研修の受講歴を有する者は、当該施設の施設長による在籍証明書（期間を明記）と薬剤部門の長による研修内容修了証明書を提出することによって、研修期間に合算することができる。
- 5 要件（6）のクレジットは「別表」に定める。
- 6 要件（7）及び（8）は、出席証明書、参加証のコピーを提出すること。
- 7 要件（9）の自ら実施した5年のがん患者への薬学的介入を伴った症例報告には、次の要件を満たすこと。
 - (1) 症例報告は、申請時から遡って過去5年に実施した「入院患者及び外来通院患者に対して一定期間継続して関わった、がん患者に対する薬学的介入あるいは薬学的ケア」であり、保険請求の有無を問わない。
 - (2) 3領域以上のがん種とは、消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上、且つ各5症例以上含めること。
 - (3) 抗がん薬治療、支持療法、緩和医療を含むがん薬物療法全般にわたる実績を含めること。
- 8 要件（10）は、学会発表の要旨または論文のコピーを提出すること。

第2条 認定制度規程の第15条については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「がん専門薬剤師」を標榜することはできないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

(申請・認定試験)

第3条 「がん専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2の(1) から(10)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第2章 がん指導薬剤師認定資格 (資格の補則)

第4条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)については、申請時から遡って過去5年間に50単位以上取得していること。なお、受講単位の算出方法は別に定める。

(申請)

第5条 「がん指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2の(1) から(7)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第3章 がん専門薬剤師研修施設認定資格 (資格の補則)

第6条 認定制度規程の第6条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 「がん指導薬剤師」および「日本医療薬学会認定指導薬剤師」ともに不在の施設で、「がん専門薬剤師」2名以上の常勤により研修施設に準ずる施設として認定されていた施設については、その認定された期間までは研修施設に準ずる施設とする。第7条 認定制度規程の第6条の2および3は、以下のとおり取り扱うこととする。

3 認定制度規程の第6条の2(2)および第6条の3(2)の継続的な指導の目安は、月に1～2回程度以上とする。

第7条 認定制度規程の第6条の5は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」で研修を行う者は「連携研修者の研修実施状況報告書」を、研修を受け入れている「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」は「連携施設における研修実施報告書」を、研修1年ごとにそれぞれ本学会へ提出することとする。

第4章 認定の取り消し (認定の取り消し)

第8条 認定制度規程の第14条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 認定制度規程第4条の2(1)に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、「がん専門薬剤師」及び「がん指導薬剤師」の資格を喪失する。

3 認定制度規程第4条の2(3)に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」の資格を喪失する。

4 認定制度規程第6条の2(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)」は、認定を取り消すことがある。

5 認定制度規程第6条の2(2)について、「がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。

6 認定制度規程第6条の3(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。

第9条 認定制度規程第15条に定める「がん専門薬剤師」、認定制度規程第16条に定める「がん指導薬剤師」、認定制度規程第17条に定める「がん専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第10条 認定制度規程第20条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

2 「がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)」と「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」が連携して研修を行う際には、「がん専門薬剤師研修施設(連携施設)」は連携研修料として1年ごとに研修生1人あたり42,000円(消費税別)を学会事務局へ支払い、学会手数料を除いた研修生1人あたり1年ごとに30,000円(消費税別)を学会から「がん専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

第6章 がん専門薬剤師等の認定に係る過渡的措置

(過渡的措置期間)

第11条 2024年度まで実施される「がん専門薬剤師」の認定申請、「がん専門薬剤師」の研修に限り、次の第12条、第13条の過渡的措置を講ずる。

(がん専門薬剤師の認定に係る過渡的措置の要件)

第12条 認定制度規程の第4条の2は、以下の通り取り扱うこととする。

2 要件(3)については、2024年申請分まで必須要件としない。

3 要件(4)については、本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「日本病院薬剤師会生涯履修認定薬剤師」であってもよい。

(がん専門薬剤師の研修に係る過渡的措置の要件)

第13条 個別に契約を交わした「がん専門薬剤師研修者受入可能施設」、及び「がん専門薬剤師研修施設」に準ずる施設での研修は、2025年3月までとする。なお、個別に契約を交わした「がん専門薬剤師研修者受入可能施設」での研修の証明書は、研修施設に在籍する「がん指導薬剤師」、「日本医療薬学会指導薬剤師」、あるいは「医療薬学指導薬剤師」による研修修了証明書を提出すること。個別に契約を交わした「がん専門薬剤師研修施設に準ずる施設」における研修修了の証明については、当該施設に常勤する2名の「がん専門薬剤師」の連名による研

修了証明書を提出することとする。

第7章 規程細則の変更

(規程細則の改廃)

第14条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2021年1月1日から施行する。

2009年11月1日 制定

2014年2月28日 改正

2020年1月1日 改正

2020年5月11日 改正

2020年9月24日 改正

2020年12月24日 改正

「別表」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	がん専門薬剤師集中教育講座（2日）	15単位		
3	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
4	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
5	フレッシュャーズ・カンファランス（1日）	5単位	5単位	2単位
6	臨床研究セミナー（1日）	5単位	5単位	2単位
7	がん専門薬剤師全体会議（1日）	5単位		
8	がん専門薬剤師アドバンスト研修会	5単位		
9	上記以外の日本医療薬学会が主催・共催するセミナー	1単位/1時間		
10	日本医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

※ 主催者より交付された受講証明書（あるいはネームカード）及び研修会のプログラムのコピーを添付すること。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	